

4月から介護保険料が変わります

介護保険では、65歳以上の方の保険料は、3年に1度改定される町の第5次介護保険事業計画に基づき決められています。

今般、平成24年度から平成26年度までを計画期間とした「第5期介護保険事業計画」が策定されたことに伴い、介護保険料も改定されることになりました。

第5期介護保険事業計画では、65歳以上の高齢者の増加に伴い、要介護認定者も増加することが見込まれます。また、それに伴い在宅サービスの利用の伸びや施設入所者の増加などから介護サービスの利用が増えます。

さらに、今回介護従事者の処遇改善のための介護報酬の改定を踏まえ、介護給付費の増加が見込まれます。

介護給付費は、保険料が50%（65歳以上の第1号被保険者が町へ納める保険料及び40歳から64歳までの第2号被保険者の方が医療保険へ納める保険料）国、県、町の負担が50%の割合で財源構成されています。

第1号被保険者（65歳以上の高齢者）は、平成24年から平成26年までの3カ年の介護給付費

の合計の算定基準額の原則21%を負担することになります。

これに基づき65歳以上の方の保険料を算定すると、基準月額
は、500円となります。
この基準額をもとに低所得者

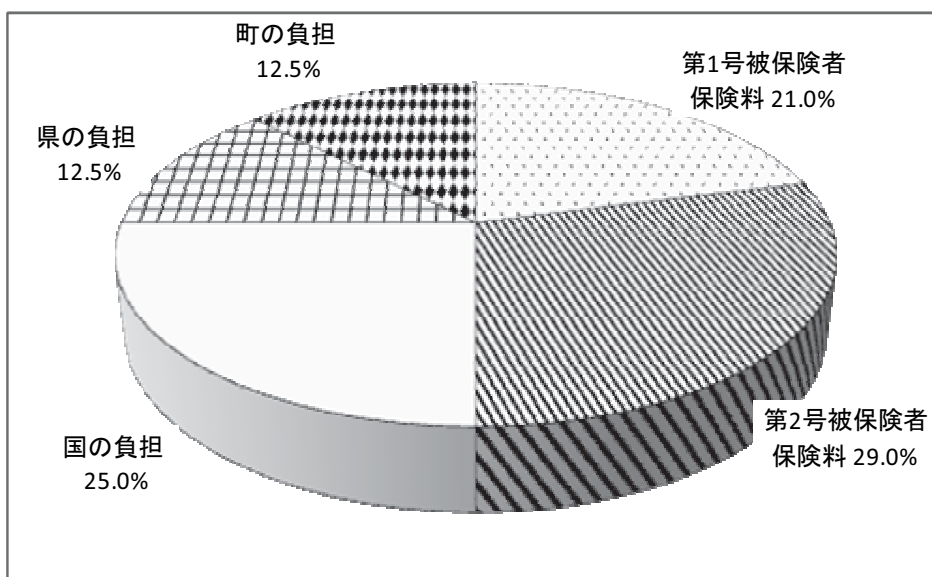
の負担に配慮しつつ、第4期計画と同様に所得段階の第4段階を2つに分け、保険料の軽減を図ります。

○お問い合わせ

健康福祉課 高齢者支援G

☎(84) 1111 (内線238)

■保険料の負担割合



第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料額

第1号被保険者の保険料に係る所得段階別設定については、第4期計画と同様です。

区分	区分の考え方	基準額に対する割合	月額保険料	
			改正前	改正後
第1段階	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者等	0.50	1,950円	2,250円
第2段階	町民税・世帯非課税であって、高齢者本人の収入が80万円未満	0.50	1,950円	2,250円
第3段階	町民税・世帯非課税であって、第1段階、第2段階に該当しない者	0.75	2,925円	3,375円
第4段階	町民税課税世帯であって、本人非課税のうち、公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下の者	0.90	3,510円	4,050円
	町民税課税世帯であって、本人非課税のうち、公的年金等収入+合計所得金額が80万円を超える者	1.00	3,900円	4,500円
第5段階	町民税課税世帯であって、本人合計所得金額が125万円未満の者	1.20	4,680円	5,400円
第6段階	町民税課税世帯であって、本人合計所得金額が125万円以上、200万円未満の者	1.25	4,875円	5,625円
第7段階	町民税課税世帯であって、本人合計所得金額が200万円以上の者	1.50	5,850円	6,750円